

## 習志野市農業委員会総会議事録

令和4年第9回習志野市農業委員会総会は令和4年9月6日（火曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

2. 委員の出欠席 16名中 13名出席 欠席 3名（網掛け）

委員氏名

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中臺 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会 長 三代川 彦博

3. 議事録署名人 7番 飯生 正己 8番 廣瀬 克久

4. 総会に付した議件

議案第 1 号 習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について

議案第 2 号 生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について

議案第3-1号 生産緑地のあっせんについて

議案第3-2号 生産緑地のあっせんについて

議案第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3-1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第3-2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第4-1号 農地法第4条及び第5条許可に伴う工事完了報告書について

報告第4-2号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告書について

報告第4-3号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告書について

報告第4-4号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告書について

6. 議案審議結果

上 程 5件 承認 8件

7. 閉会時間 午前9時40分

<p>議長</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>このところ、残暑もやや落ち着いてまいりまして、長かったこの夏もそろそろ過ごしやすい時期に変わるのではないかと思います。</p> <p>また、厳しい暑さの時期に、農地台帳調査や農地パトロールなど、農業委員会の活動にご協力いただきまして、委員の皆様には、感謝を申し上げます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和4年第9回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>総会の開催に当たりましては、引き続き新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策を講じて、総会を開催します。</p> <p>これまでどおり、出来る限り会議時間を短縮させていただき、濃厚接触の時間の軽減に努めますので、皆様のご協力をお願いします。</p> <p>本日は、3番、江口 勝洋委員、6番、三代川 和彦委員、10番、中臺明委員から欠席される旨のご連絡がありました。</p> <p>よって、農業委員16名の内、13名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>7番、飯生 正己委員、8番、廣瀬 克久委員、両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は5件、報告件数は8件でございます。</p> <p>それでは、議案第1号「習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは総会資料をご覧ください。議案第1号は、習志野市市有財産調査委員会委員の推薦についてであります。</p> <p>当該委員会については、現在10名の委員で構成されており、農業委員会からは、飯生 正己委員、三代川 和彦委員、織戸 淳也委員の3名を推薦しておりますが、この度、任期が令和4年10月6日をもって満了することに伴い、新たに3名の委員の推薦について、市長より依頼があったことから、推薦委員の選出について審議を求めるものであります。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>任期は、令和4年10月7日から令和5年10月6日までの1年間です。 説明は以上です。</p> <p>事務局、ありがとうございました。 ただ今の説明にもありましたが、農業委員会からは、飯生 正己委員、三代川 和彦委員、織戸 淳也委員の3名を推薦しております。 3名の任期が10月6日で満了となりますので、市長より新たに3名の推薦をいただきたいと依頼がありました。 ここで、皆様にお伺いしますが、是非とも、市有財産調査委員会の委員をやってみたいとお考えの方は、おりませんか。 やりたいと思う方は挙手願いたいと思います。</p> <p>事務局に確認いたしますが、同委員会で今年度の審議案件として挙がる予定のもの、わかる範囲で結構ですからお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>はい。同委員会の担当課より伺っておりますのは、市が所有する土地の売り払いについて、年内に1回程度、会議を開催する中で、ご審議をしていただく予定であると伺っております。 以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。 以前、私も同委員会の委員を仰せつかりました。 ただ今、事務局の説明にもありましたように、市が所有する土地も公共施設用地の残地のような小さな土地も多くありまして、このような土地の処分方法を同委員会の委員として審議し、知識を深めることは、一つの新たな勉強と言いますか、今の農業委員活動の糧となりましたので、是非とも立候補したいという方がいらっしゃれば、よろしく願いたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。 それでは、立候補される方がおりません。しかしながら、市長からは農業委員3名を推薦いただきたいと依頼を受けております。 よって、推薦する方の選考方法について、何か意見や提案がある方はいますか。 無いようですので、事務局として何か提案できるものあれば発言してください。</p>

事務局	<p>はい。</p> <p>議案説明でも申し上げましたとおり、任期としては1年間でありまして、委員の皆様の任期満了となる令和5年10月6日までということでございます。</p> <p>よって、現在の同委員会委員である3名の継続を提案させていただきます。</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局から提案がありましたとおり、現行の3名であります飯生 正己委員、三代川 和彦委員、織戸 淳也委員を継続推薦してはいかがかと提案がありました。</p> <p>この他に何か意見や提案がある方はいますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>意見等が無いようですので、審議に移ります。</p> <p>議案第1号、習志野市市有財産調査委員会委員に、飯生 正己委員、三代川 和彦委員、織戸 淳也委員の3名を推薦することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>賛成多数により、3名を推薦することと決しました。</p> <p>3名の委員の皆さん、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>続きまして、議案第2号、生産緑地地区の指定に係る農地等の認定についてを議案といたします。</p> <p>事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。議案第2号は、生産緑地地区の指定に関わる農地等の認定についてであります。</p> <p>本件は、鷺沼地区土地区画整理事業の実施に向け、令和5年4月1日付けの市街化区域編入と生産緑地地区の指定を受けるにあたり、議案書記載の12筆、15,360平方メートルが農業目的に利用されてきた土地であるのか、農業委員会に対して、市長より意見照会があったことから、審議するものであります。</p> <p>なお、生産緑地地区の指定を受けようとする土地所有者の皆様といたしましては、市街化区域編入後においても、これまで通り所有する農地にて耕作を継続される旨の意向が示されております。</p>

	<p>事務局</p> <p>また、生産緑地地区については、令和5年4月1日に現在の位置で指定を受けますが、土地区画整理事業による仮換地指定が示された場合には、仮換地指定に従い変更されることとなります。</p> <p>指定期間は、新規の指定となりますので30年間となりますが、基準日は仮換地指定日ではなく、令和5年4月1日が基準日となります。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第2号について、生産緑地の指定を受けようとする土地の近くで営農している委員の皆様から報告をいただきます。</p> <p>まず始めに、村山職務代理、各土地所有者の日々の営農状況や肥培管理状況はいかがでしょうか。</p>
<p>村山職務代理</p>	<p>はい。</p> <p>指定される方々の営農状況に関しては、日々精力的に営農されている方々ばかりですので、肥培管理状況は問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続いて鷺沼支部推薦の廣瀬委員はいかがでしょうか。</p>
<p>廣瀬委員</p>	<p>はい。</p> <p>皆さんですね精力的にやっていますので全く問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく鷺沼支部推薦の渡邊 喜代美委員、何かありますか。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>はい。補足等ありません、皆さん一生懸命やっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。3名の委員の皆さん、ありがとうございました。</p> <p>議案第2号の対象となっております営農者の皆様は、日々営農活動を一生懸命されている方々で、何ら問題ないとの事です。</p> <p>そこで事務局に質問いたしますが、本件に続けて、今後このような案件が上がる可能性はありますか。</p>

事務局	<p>はい。お答え申し上げます。</p> <p>まず、区画整理組合設立準備会の取組みについて、区画整理課より頂戴しております情報について報告いたします。</p> <p>鷺沼地区の農地を所有される方に対しまして、7月末日までを期限として、どのような形で区画整理事業の換地を受けたいのか、仮申出の提出を求めたと伺っております。</p> <p>現時点では、多くの地権者から仮申出書の提出があったそうですが、100%ではないそうです。</p> <p>理由としては、将来の土地利用や換地希望箇所をなかなか見出せない方や、生産緑地指定の検討をされている方もいらっしゃるということだそうです。</p> <p>その中で、この度のように、生産緑地指定を希望された方に対しましては、生産緑地の担当課である都市計画課と、私ども事務局がお宅に訪問いたしまして、制度説明、特に30年間という長い期間、肥培管理などといった適正管理が求められることが条件となることを申し上げ、今一度、ご家族間での話し合いを密にして頂くようお願いしております。</p> <p>農業委員会といたしましては、貴重な農地を生産緑地として残していただくことは非常に喜ばしいことですが、管理が行き届かないと危惧される生産緑地は、区画整理後の住環境の悪化を招く恐れがありますので、よくお考えくださいと申し上げます。</p> <p>説明が長くなりましたが、本件のように、今後、生産緑地指定に向けた手続きにつきましては、現在のところ予定している農地はございません。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>今回の方々の指定は、令和5年4月1日に生産緑地指定を受けるとのことですが、追加で新規に指定を受けたいと申し出があった場合には、同じように指定日を合わせる事が可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。</p> <p>本日付議されました対象農地につきましては、この後の議決により農地と認定された場合は、生産緑地指定に向けた所定の事務手続きを行い、令和5年4月1日に生産緑地指定を受けると、都市計画審議会にて諮問すると伺っております。</p> <p>今後、追加で新規に指定を受けよう并希望する方が現れた場合には、来年度当初の指定には間に合わないとのことですので。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>議案第2号は、区画整理後も農業経営を維持する意向を示された各農地所有者さんが、生産緑地指定を受けようとする案件です。</p> <p>有効利用されている貴重な農地を守る我々農業委員会としては、生産緑地として、農地を残していただける皆さんに感謝しているところであります。</p> <p>また、農地所有者として、作付け状況及び維持管理状況等から様々な作物を作付けしていただいているところでありますので、今後も健康に留意して頑張ってくださいを期待して、お願いしたいと思えます。</p> <p>それでは、議案第2号について、ご質問のある委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。質問等が無ければ、採決に入ります。</p> <p>議案第2号、生産緑地地区の指定に関する農地等の認定について、各地権者が、生産緑地地区の指定を受けようとする土地は、十分管理等がなされており、農地として認定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成を持ちまして、指定を受けようとする農地は、生産緑地に指定されることは、問題ないものと判断いたします。</p> <p>なお、生産緑地として指定されるまでの間には、まだ相当の時間がかかりますが、それまでの間、農地の管理を引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。</p> <p>事務局は、生産緑地指定に向けて、速やかに回答の処理をお願いいたします。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議案第3-1号、生産緑地のあっせんについてを議案とします。</p> <p>事務局は、議案第3-1号の議案説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第3-1号は、生産緑地のあっせんについてであります。</p>

<p>議 長</p>	<p>今回、あっせんの対象となりました生産緑地は、令和4年7月7日に開催されました第7回総会において、審議した結果、生産緑地に関わる農業の主たる従事者についての証明書の交付する事とした生産緑地であります。</p> <p>相続された方々より、令和4年7月11日付けで、市長に対して買取り申し出がなされましたが、市として買取り希望がありませんでした。</p> <p>よって、生産緑地法第13条に基づきまして、農業従事者の購入希望の有無を確認するため、市長よりあっせんの依頼がなされたものです。</p> <p>委員の皆様におかれましては、地元の農家の皆様に対しまして、生産緑地の購入希望の有無の確認していただき、次回10月の総会にて報告を求める予定となります。説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速審議に入りますが、ご質問等のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見、ご質問が無ければ、委員の皆様には、地域に持ち帰り、購入希望者がいらっしゃるかを確認していただき、次回の10月総会で結果の報告を求めることとなりますので、よろしくお願い いたします。</p> <p>続きまして、議案第3－2号の生産緑地のあっせんについてを議案とします。事務局は、議案第3－2号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p> <p>それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案3－2号につきましても、議案第3－1号と同様に、生産緑地のあっせんについてであります。</p> <p>本件の対象となりました生産緑地につきましても、第7回総会において審議した結果、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行しております。</p> <p>その後、令和4年7月11日付けで市長に対し、買取り申し出がなされましたが、市として買取り希望がなかったため、議案第3－1号同様に、農業委員会に対し、あっせんの依頼があったものでございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、議案第3－1号と併せて、生産緑地の購入希望の有無を地元の農家さんに聞いていただき、その結果を10月総会で報告をいただきたいと思っております。説明は以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第3－2号の生産緑地のあっせんについて説明がありましたが、ご質問等がある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見、ご質問等が無ければ、こちらの生産緑地につきましても、委員の皆様には地域に持ち帰り、購入を希望される方がいらっしゃるか確認いただき、次回10月の総会で、結果の報告を求めることとなりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。</p> <p>事務局は、議案第4号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第4号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてであります。</p> <p>この度、1番の申請者欄に記載しておりますとおり、藤崎二丁目にお住まいの3名の方々より、生産緑地法第10条の規定に基づき、所有及び相続された生産緑地の買取り申し出を行うべく、令和4年8月25日付けで、農業の主たる従事者についての証明願が提出されたものであり、証明書発行について、ご審議いただくものでございます。</p> <p>1番、申請者は、資料記載のとおりでございます。</p> <p>2番、買取り申し出事由として、お亡くなりになった方は、申請者と同居されてきた方であり、令和3年11月にご逝去されました。</p> <p>3番の買取り申し出が予定されております生産緑地は、8月31日に現地調査を行いました藤崎五丁目にある農地二筆であり、合計面積は、1,545平方メートルであります。</p> <p>これまで対象地につきましては、申請者3名の内1名の方とご逝去された方で、持分2分の1ずつ所有されてきた土地でございました。</p> <p>5番の買取り申し出を行う理由につきましては、後程、暫時休憩の時間をいただきまして、担当より詳細説明をさせていただきます。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>はい。ありがとうございました。        それでは、続けて詳細説明をお願いいたしますが、説明中については暫時休憩といたします。</p> <p>……暫時休憩中、事務局より詳細説明……</p>
<p>議 長</p> <p>江口(明)委員</p>	<p>事務局、ありがとうございました。        それでは、休憩前に戻り会議を開きます。        ここで、対象者や対象地の日々の耕作状況について、本件は、藤崎地区の事案です。        本日は、あいにく江口 勝洋委員が欠席ですので、江口 明美委員から、申請者の農業従事状況の報告をお願いします。</p> <p>はい。本日は、江口 勝洋委員が欠席であります。2人で確認し、共通認識しておりますので、私より報告いたします。        亡くなられた方は、お母様と親子二人三脚で営農されておりました。        生前は、現地の農業用倉庫前に日影が出来る事から、そちらに高齢のお母様が座り、亡くなられた方がお母様から指示を受ける形で耕作を行っていたと伺っております。        しかしながら、昨年に亡くなられてからは、お母様お一人でご自宅からバスに乗り、当該地に赴き、周囲の人の援助を受けながら、今日まで作付けしたり、手入れをしたりして営農を継続してこられたようです。        しかし、昨今体調が思わしくなく、高齢であり、お医者様の診察でも、農作業は控えるようにと言われ、営農が難しい状況になっておいででした。        亡くなられた方には、2人のお子さんがおいでですが、お二人とも会社勤めであり、また農業経験は無く、世帯としては、後継者がいない状況から、止む無く売却という苦渋の決断に至ったようです。        私からの報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。江口 明美委員、貴重な報告ありがとうございました。        それでは、ご質問等ある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。        ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。</p>

議 長	<p>議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、お諮りいたします。</p> <p>農業委員会として、証明書を発行することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、証明書を発行することに決しました。</p> <p>私から、補足として申し上げます。</p> <p>対象地は、平成4年に生産緑地の指定を受けており、本年11月で30年間の指定期間満了を予定していたそうですが、先程、江口 明美委員の報告のとおり、営農が困難であることと、ご世帯としての相続税の負担を考慮し、苦渋の判断に至ったとのことでした。</p> <p>それでは、採決の結果、証明書を発行することで議決されましたので、事務局は速やかに証明書発行の事務処理をお願いいたします。</p> <p>以上で、審議案件は全て終了といたします。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に総会資料の配布をしてありますので目を通していただいていると思いますが、質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>また、事務局より、何か補足説明あればよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特段補足はございません、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>続きまして、報告第3-1号、報告第3-2号ですが、いずれも引き続き農業経営を行っている旨の証明書(相続)についてですが、事務局、何か補足説明はありますか。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>……暫時休憩中、事務局より補足説明……</p>

議 長	<p>事務局、ありがとうございました。  休憩前に戻り会議を開きます。  それでは、質問等があれば挙手願います。  よろしいでしょうか。  それでは、現地調査に同行いただきました中野委員、耕作状況について報告をお願いします。</p>
中野委員	<p>はい。両件とも問題なく畑もキレイに耕作されておりまして、何ら問題ありませんでした。  以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。  当日は、暑い中だったと思いますが、ありがとうございました。  それでは改めて何か聞きたい事などありましたら、挙手をお願いいたします。  よろしいですか。  質問や意見が無いようですので、続きまして報告第4-1号、報告第4-2号、報告第4-3号、報告第4-4号に移ります。  それぞれ農地法第4条及び第5条許可に伴う工事完了報告書についてであります。事務局、補足説明はありますか。  なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>……暫時休憩中、事務局より補足説明……</p> <p>事務局、ありがとうございました。  休憩前に戻り会議を開きます。  それでは、何か質問等がございましたら挙手願います。</p>
議 長	<p>許可を受けた転用事業の完了報告があり、各所現地調査に同行していただきました委員の皆さんありがとうございました。  この際、何か質問等がありましたら挙手願います。  よろしいですか。  質問等が無いようですので、以上を持ちまして、令和4年第9回習志野市農業委員会総会を終了いたします。  この後、その他事項については、事務局に進行をお願いします。</p>